平成２７年（フ）第１００号
三重県四日市市ときわ２丁目３番20号　エンブレーム・和合３Ａ
債務者　平井　大作
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
三重県四日市市曙町16番９号　レオパレス曙105、前住所三重県四日市市川島新町205番地
債務者　服部裕美子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４４７号
京都市南区吉祥院石原南町34番地　石原住宅Ｆ－502
債務者　篠原　雅之
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６７号
京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町９番地　ジェンティール・アドニス703号
債務者　諸見里亜砂美（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４０号
京都府宇治市槇島町吹前37番地　市営住宅９棟306号
債務者　永岡美知子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
兵庫県芦屋市打出町１番16号３Ｆ
債務者　榎本裕規枝
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11－220号、前住所兵庫県西宮市上田東町４番124号
債務者　ＧＲＡＮＤＩＲ，グランディールこと坂口　良次
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１６号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目10番11号　得能文化２階
債務者　山口　妙子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０１号
奈良市法蓮町1221番地の３
債務者　中川　和代
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７８号
奈良県桜井市大字谷381番地
債務者　河畑　孝行
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８０号
奈良市大安寺２丁目12番31－111号
債務者　奥平那都実
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８３号
奈良県天理市川原城町393番地１
債務者　川北　節子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
広島県尾道市因島重井町6284番地１
債務者　眞部　和男
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３８号
広島県尾道市因島田熊町4921番地１
債務者　小段ゆみ子（旧姓室矢）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１２４号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井924番地２
債務者　三好　隆廣
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２５号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井924番地２
債務者　三好　富子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０号
愛媛県松山市衣山４丁目819番地１　西岡第一ビル301号
債務者　庭瀬　誠也
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松山地方裁判所民事部